# 所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに

### 申告はお早めに

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月15日(木)です。

また、個人事業者で平成27年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、 平成29年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要が あり、4月2日(月)が申告期限となります。

お早めに申告してくださるようお願いします。

# 電子申告等が便利です

国税については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、 自宅などで確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出することができるほか、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、自宅などで申告・納税の手続がインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)

https://www.keisan.nta.go.jp/

e - Taxホームページ

<u>http://www.e-tax.nta.go.jp/</u> をご覧ください。

県税についても、地方税ポータルシステム(eLTax)を利用して、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告手続がインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、eLTaxホームページ

http://www.eltax.jp/ をご覧ください。

# 確定申告書等へのマイナンバーの記載等

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要となります。 詳しくは、国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-mynumber1.htmをご覧ください。

#### 医療費控除が変わります

平成29年分の確定申告から、医療費控除が次のとおり変わります。

- ア. 医療費控除の提出書類の簡略化
- イ. セルフメディケーション税制の創設

詳しくは、国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-iryouhikoujo.htmをご覧ください。